

技術基準検討会（第5回）

～防犯関係設備や非常用設備に係る技術基準についての検討～

日 時：令和5年6月14日（水）15：00～16：00

場 所：中央合同庁舎3号館 10階 共用会議室（ウェブ併用）

一議事次第一

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

（1）車内の防犯関係設備の充実について

【資料】

- ・車内防犯カメラの設置についての対応方針（案） 資料1
- ・非常通報装置の機能向上について 資料2

4. その他

5. 閉会

技術基準検討会メンバー

(敬称略・順不同)

座長	古閑 隆章	東京大学大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教授
委員	岩倉 成志	芝浦工業大学 工学部 土木工学科 教授
委員	近藤 圭一郎	早稲田大学 理工学術院 先進理工学部 電気・情報生命工学科 教授
委員	富井 規雄	日本大学 総合科学研究所 教授
委員	中野 公彦	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	板橋 功	公益財団法人 公共政策調査会 研究センター長
委員	河本 志朗	日本大学 危機管理学部 危機管理学科 教授
委員	佐藤 安弘	独立行政法人 自動車技術総合機構 交通安全環境研究所 交通システム研究部長
委員	田中 健	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 建設企画部 担当部長
委員	室野 剛隆	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 研究開発推進部長
委員	佐藤 一朗	北海道旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全推進部長
委員	大森 健史	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 鉄道事業本部 安全企画部門長
委員	清水 吾郎	東海旅客鉄道株式会社 総合技術本部 技術企画部 担当部長
委員	前田 洋明	西日本旅客鉄道株式会社 取締役 兼 常務執行役員 鉄道本部 安全推進部長
委員	三浦 正行	四国旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全推進室 室長
委員	中村 裕之	九州旅客鉄道株式会社 上席執行役員 鉄道事業本部副本部長 安全創造部長
委員	小暮 一寿	日本貨物鉄道株式会社 取締役 兼 執行役員 安全統括本部長
委員	平田 大	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 技術部 部長 (一般社団法人 日本民営鉄道協会 技術委員会 土木部会)
委員	藤江 努	東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 電気部 統括部長 (一般社団法人 日本民営鉄道協会 技術委員会 電気部会)
委員	角 博信	京成電鉄株式会社 鉄道本部 車両部長 (一般社団法人 日本民営鉄道協会 技術委員会 車両部会)
委員	藤田 浩行	西武鉄道株式会社 執行役員 鉄道本部 運輸部長 (一般社団法人 日本民営鉄道協会 技術委員会 運転部会)
委員	山木 正一	京王電鉄株式会社 鉄道事業本部 安全推進部長 (一般社団法人 日本民営鉄道協会 技術委員会 保安部会)
委員	吉成 真	北総鉄道株式会社 技術部長 (一般社団法人 日本民営鉄道協会 技術委員会 地方鉄道専門委員会)
委員	野焼 計史	東京地下鉄株式会社 常務取締役 鉄道本部長 (一般社団法人 日本地下鉄協会)
委員	金野 淳一	三陸鉄道株式会社 取締役 運行本部長 (第三セクター鉄道等協議会 安全対策専門委員会)
委員	永井 弘一	小田急電鉄株式会社 安全・技術部長
委員	梁瀬 哲夫	京王電鉄株式会社 鉄道事業本部 車両電気部長
委員	上村 康夫	一般社団法人 日本鉄道施設協会 理事
委員	中桐 宏樹	一般社団法人 日本鉄道電気技術協会 専務理事
委員	長谷川 裕	一般社団法人 日本鉄道車両機械技術協会 専務理事
委員	吉田 豊	一般社団法人 日本鉄道運転協会 専務理事

車内防犯カメラの設置についての対応方針(案)

事務局

令和5年6月14日

車内防犯カメラの設置についての対応方針(案)

背景

- 令和3年の小田急線車内傷害事件、京王線車内傷害事件の発生後、鉄道車内における各種犯罪行為に対する社会的な関心や対策への要請が高まっている状況。このため、令和3年12月から、学識経験者及び鉄道事業者等を構成員とする技術基準検討会において検討。
- これまでも、各種非常用設備の表示の共通化等、様々な対策が取られてきたところであるが、車内防犯カメラの設置については、事業者間で大きなばらつきがある。
- このような状況を踏まえ、鉄道車内における他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高める観点から、車内防犯カメラの設置を求めることとし、所要の法令改正を行うこととする。

対応方針(案)

- 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)において、新たに以下の規定を設ける。

鉄道車内における他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高めるため、鉄道車両の客室に「車内の状況を記録することができる設備」を設けるべき旨の規定を追加する。ただし、運行形態、旅客の利用状況その他の事由を勘案して国土交通大臣が定める場合には適用を除外することとする。
- 軌道についても、軌道運輸規程(大正12年鉄道省令第4号)を改正し、鉄道と同様の措置を講ずる。
- 本日の検討会における議論を踏まえ、省令の改正案をまとめ、パブリックコメントを実施したうえで、公布・施行することとしたい。

非常通報装置の機能向上について

事務局

令和5年6月14日



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

2. 非常通報装置の機能向上について

第3回検討会資料

非常通報装置の設置状況について、旅客車を有する鉄軌道事業者に対して実態調査を行った結果、非常通報装置が設置されている車両の約4分の3において、客室と乗務員室間において双方向で通話できる装置(以下、「通話装置」という)が設置済みとなっていることを確認した。

特に、近年新造された車両で非常通報装置を設置した車両については、通話装置が採用されている。

なお、平成25年度の調査によると、非常時に必要な措置を迅速に講じるためには、通話機能を有している方が、より的確に車内の状況を把握できるため採用しているとのことであった。



【送信装置のみ】



【送信装置+通話装置】



図1 非常通報装置を設置している車両(旅客車51563両)のうち通話装置を設けている車両の割合

第3回検討会における今後の方向性(案)

- 技術基準省令体系において通話装置の設置を規定する。
- 通話装置の設置対象は、改正以降に新造又は大規模改修が行われた車両とする。
- 具体的な改正案及び適用時期については、次回検討会において審議を行う。

第5回検討会における審議

- 技術基準省令の解釈基準において、通話機能を規定。
- 解釈基準は、技術基準省令の標準的な解釈を示した通達であるため既存車両への溯及適用はしない。

2. 非常通報装置の機能向上について

技術基準省令

(車両の附属装置)

第81条 車両には、種別に応じ、次の各号に掲げる車両の附属装置であって当該各号に定める基準に適合するものを設けなければならない。ただし、安全かつ円滑な車両の走行及び旅客の乗降を確保することができるものにあっては、この限りでない。

一～四 (略)

五 非常通報装置 非常に旅客が容易に乗務員等へ通報することができるものであること。

六～七 (略)

2 (略)

解釈基準

改正案	現行
<p>VIII-17 第81条(車両の附属装置)関係 [基本項目]</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 非常通報装置は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>旅客車の客室</u>には、非常通報装置を設けること。ただし、非常停止装置を設けたもの及び<u>乗務員室を有する車両に設けられた客室</u>であって、<u>旅客が乗務員に容易に通報できるもの</u>については、この限りでない。</p> <p>(2) 非常通報装置は、<u>当該装置が操作されたことを乗務員に知らせる機能</u>及び<u>旅客と乗務員間相互に通話できる機能</u>を有するものであること。</p> <p>(3) 非常通報装置又はその付近には、<u>当該装置</u>の所在場所及び取扱方法を旅客の見やすいように表示すること。</p> <p>(4) 機能を<u>容易に解除</u>できること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>VIII-17 第81条(車両の附属装置)関係 [基本項目]</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 非常通報装置は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>旅客車</u>には、非常通報装置を設けること。ただし、非常停止装置を設けたもの及び<u>車両2両以下（鋼索鉄道においては1両）</u>で運転するものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 非常通報装置を設けた<u>旅客車の客室</u>には、<u>当該装置の送信装置</u>を設けること。ただし、<u>乗務員室を有する車両に設けられた客室</u>で、<u>旅客が乗務員に容易に通報できるもの</u>については、この限りでない。</p> <p>(3) 非常通報装置又はその付近に<u>送信装置</u>の所在場所及び取扱方法を旅客の見やすいように表示すること。</p> <p>(4) 機能を<u>手動により解除</u>できること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>